

令和 年 月 日

住まいるバンク登録申込書

丹波市長 林 時彦 様

（登録申込者）住所 _____

氏名 _____ (印)

丹波市住まいるバンク実施要綱に定める制度の趣旨などを理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により下記の事項に同意し、添付資料を添えて住まいるバンクに登録を申し込みます。ついては、同要綱第 4 条第 4 項各号に掲げる者でないことを誓約します。

記

- 1 登録内容は、住まいるバンク登録カード（様式第 2 号）に記載のとおりです。
- 2 次に掲げる全ての事項に同意します。
 - (1) 登録に当たっての空き家等の物件調査及び契約交渉に係る全てについて、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「兵庫県宅建協会」という。）に依頼し、登録内容を情報提供すること。
 - (2) 登録物件の確認に際し、丹波市（住まいるバンク担当課）が、住民登録情報、戸籍情報、固定資産情報、その他必要情報について関係各署に照会すること、及び同市に対して確認書類を提出すること。
 - (3) 個人情報を除く登録物件情報について、ウェブサイトや移住交流イベント等で情報を公開すること。
 - (4) 住まいるバンク登録後、不動産業者に媒介契約を依頼する場合や登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

※添付書類

- (1) 住まいるバンク登録カード
- (2) 登録を申請する空き家等の情報が確認できる書類
（土地・家屋名寄帳兼課税台帳、固定資産課税明細書、登記簿などの写し）

* 提出が無い場合、物件情報の確認に時間を要するため、登録が遅れる場合があります。

《注意事項》

- 1 市では、空き家等情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。空き家等登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関するの媒介行為は行いません。媒介行為に係る業務については、兵庫県宅建協会に市から依頼します。
なお、兵庫県宅建協会が媒介する媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 17 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。
- 2 丹波市個人情報保護条例（平成 16 年丹波市条例第 10 号）の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

【要綱抜粋】

- 第 4 条 住まいるバンクに空き家等に関する情報を登録しようとする所有者等(以下「登録申込者」という。)は、住まいるバンク登録申込書及び住まいるバンク登録カード(以下「登録カード」という。)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査の上、兵庫県宅建協会との協定に基づき登録した事業者(以下「登録事業者」という。)で、主たる事業所を丹波市内に置く事業者と当該空き家等の物件調査を行うものとする。この場合において、登録申込者は、当該空き家等の調査に協力しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による調査結果を住まいるバンク調査結果通知書により当該登録申込者に通知するものとする。この場合において、適当と認めるときは、住まいるバンク登録物件台帳(以下「空き家等台帳」という。)に当該空き家等に関する情報を登録するものとする。
- 4 市長は、登録申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家等台帳への登録を行わないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。
 - (2) 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者であるとき。
 - (3) その他登録に適さないと市長が判断したとき。
- 5 市長は、兵庫県宅建協会との協定に基づき、提供を受けた物件情報を空き家等台帳に登録することができる。
- 6 市長は、第 2 項の規定による登録をしていない空き家等で、住まいるバンクに登録することが適当と認めるものについて、当該所有者等に対して住まいるバンクへの登録を促すことができる。